

(改正一般職員給与条例附則第2項又は改正県立学校給与条例附則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間を除く。)がある職員の当該期間における改正一般職員給与条例附則第5項第2号若しくは改正県立学校給与条例附則第5項第2号に規定する給料等の額又は改正大学教育職員給与条例附則第3項第2号に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職務の級及びその者が受けていた給与の改正一般職員給与条例第1条の規定による改正後の大学教育職員給与条例又は改正県立学校給与条例第1条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定による給料月額とする。

3 継続在職期間において熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成14年熊本県人事委員会規則第53号。以下「改正調整額規則」という。)第2条の規定による改正前の熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第31号)附則第2項又は第3項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における改正一般職員給与条例附則第5項第2号又は改正県立学校給与条例附則第5項第2号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月の調整額は、同規則附則第2項又は第3項の規定により算定した額から改正調整額規則第1条の規定による改正前の熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第10号)第3条の規定により算定した額を減じた額に、改正調整額規則第1条の規定による改正後の熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則第3条の規定により算定した額を加えた額とする。

(他の給与条例適用職員であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第3条 改正一般職員給与条例附則第6項、改正大学教育職員給与条例附則第4項及び改正県立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める者は、第1条第1号から第4号までに掲げる者(第3項において「他の給与条例適用職員」という。)とする。

2 改正一般職員給与条例附則第6項、改正大学教育職員給与条例附則第4項及び改正県立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正一般職員給与条例附則第6項、改正大学教育職員給与条例附則第4項及び改正県立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める額は、職員が他の給与条例適用職員であった期間について、当該他の給与条例適用職員に係る給与に関する条例等の改正一般職員給与条例附則第5項各号、改正大学教育職員給与条例附則第3項各号又は改正県立学校給与条例附則第5項各号の規定に相当する規定の例による額とする。この場合においては、当該期間の末日を当該規定の基準日に相当する日とみなす。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

熊本県職員等の給料表の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第60号

熊本県職員等の給料表の支給に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料表の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和26年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第61号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の育児休業等に関する規則(平成11年熊本県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。